瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第26号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則(昭和32年瀬戸市規則第10号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正後			改正前							
別表(第	53条関係)				別表(第3条関係)							
公印の	形式	書体	情体 寸法 用途		管守者	公印の	形式	書体	寸法	用途	管守者	
種類						種類						
	<	〈省略>	> I	I	<省略>							
デジタ	瀬戸市	古印体	2 1 ×	使用許	情報政	デジタ	瀬戸市	古印体	2 1 ×	使用許	情報政	
ルリサ	長 印		2 1	可専用	策課長	ルリサ	長 印		2 1	可専用	策課長	
ーチパ	デジタルリサーチパ					ーチパ	デジタルリサーチパ					
ークセ	ークセンター専用					ークセ	ークセンター専用					
ンター						ンター						
専用市						専用市						
長印						長印						
						パルテ	瀬 戸 市	古印体	2 1 ×	諸証明	パルテ	
						<u>イせと</u>	長 印		21	専用	イせと	
						市民サ	<u>長</u> 印				市民サ	
						ービス	<u>市民サービス</u> センター専用				ービス	
						センタ					センタ	
						一専用					一所長	
						市長印					(当該	
											公所長	
											を置か	

							<u>菱野団</u> 地市民	瀬 〕	戸市印	_ _ 古印体		諸証明	ない場 合にあって民 市民 夢町民
							サースセク 用 印		<u>1市民サー</u> ンター専用				サスタ長該長か場あは ボーン所 当所置いにて民 がほて に で で で の で の の に に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に
福祉事 務所長 印	瀬戸福祉務所力	事	古印体	13		務所長	福祉事 務所長 印	福	戸 市 本 事 を 手長印	古印体	13	諸証明 並び体障 害者長 を育事 帳 専事用	務所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。